

簡易ガス事業者に対する立入検査の実施状況について (平成25年度分)

平成28年3月29日

関東東北産業保安監督部東北支部 保安課

1. 立入検査の実施について

当支部では、簡易ガス事業者における法令の遵守状況及び自主保安体制の確立状況等を確認するため、毎年度、ガス事業法第47条第1項に基づく立入検査を実施しています。

立入検査対象事業者の選定は、次により行っています。

- (1) 前回検査から5年以上検査を実施していない事業者
- (2) 事業承継等があった事業者
- (3) 事故発生後における予防措置を確認する必要がある事業者
- (4) 前年度の立入検査における指摘事項の改善状況を確認する必要がある事業者
- (5) その他、保安上必要と認められる事業者

2. 立入検査の内容について

立入検査では、主に以下の項目について確認しています。

- (1) 技術基準適合状況
- (2) 保安規程遵守状況
- (3) ガス主任技術者選任状況並びにガス工作物の工事・維持及び運用に関する保安監督の職務状況
- (4) 使用前自主検査の実施状況
- (5) その他、ガス事業法の保安に関する規定の遵守状況

3. 立入検査の結果について

平成25年度は、埋設導管の管理（他工事対応）、保安教育、消費機器調査の実施状況及び地震等の災害対応等を重点確認項目とし、28事業者に対して立入検査を実施しました。

立入検査の結果、文書による指摘事項は、19件（10事業者）ありましたが、これらの指摘事項については、後日提出された改善報告書により改善状況を確認しました。

文書により改善を求めた指摘事項は次のとおりです。

平成25年度簡易ガス事業立入検査における改善指示事項

(1) 技術基準適合状況 (5件)

- 液化ガス容器の外側から第2種保安物件（住宅等）までの距離が不足している。（2件）
- 特定ガス工作物から火気を取り扱う設備までの距離が不足している。
- 定期的に導管の漏えい検査を行っていない。
- 漏えい検査の結果ガスの漏えいが認められた箇所について、適切な対応が取られていない。

(2) 保安規程遵守状況 (9件)

- 保安に関する組織と業務分担の変更について、保安規程変更届出が行われていない。
- 保安教育及び訓練が、保安規程に基づき計画・実施されていない。（4件）
- 保安規程に定めるガス工作物の検査及び巡視点検の記録がない。（2件）
- 定期検査が保安規程に定める頻度で実施されていない。（2件）

(3) ガス主任技術者選任状況並びにガス工作物の工事・維持及び運用に関する保安監督の職務状況 (0件)

(4) 使用前自主検査の実施状況 (0件)

(5) その他、ガス事業法の保安に関する規定の遵守状況 (5件)

- 消費機器調査を40月に1回以上の頻度で実施していない。（3件）
- 特定容器の使用記録が作成されていない。（2件）

以上